

◆第一次提案(楽しいまちづくり分野)
【国への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)		規制の根拠
●2015年に向けた5つの取組み				
①都市の水辺の楽しさ(水の都市軸)づくり	都心部の「水の回廊」を中心に、他都市に類を見ないテーマパークやリバークルーズで世界から注目される「大阪のブランド」としてデスティネーションとする。			
	他都市にないリバークルーズの実現	【具体的内容】 屋形船や遊覧船などの、出発と帰着の船着き場が異なる不定期航路事業の自由化を求める。 年3日の例外的認可の日数緩和を求める。 【提案理由】 現行の海上運送法では、旅客不定期航路事業者は、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航しか認められていない。発着の船着場が異なる乗合輸送を行う場合は、「定期航路事業」もしくは「人の運送をする内航不定期航路事業(旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)の場合、年間3日以内)」の事業形態を申請しなければならない。	・海上運送法 第21条(旅客不定期航路事業の許可) 第21条の2(旅客不定期航路事業者の禁止行為)	
	水辺をもっと楽しむ	【具体的内容】 河川法の民間事業者の河川占用許可の緩和を求める。 ・河川占用許可期間の延長(3年⇒10年(公益物件並)) ・占用許可物件追加(ボートホテル、カヌーなどの倉庫設置) 【提案理由】 河川区域内の土地を占用、または工作物を新築・改築する場合は、河川法に基づき河川管理者の許可を受けなければならない。 全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正され、民間事業者等による河川敷地の利用が可能となる都市・地域再生等利用区域を各河川管理者が指定することになった。 しかし、民間の河川占用期間は3年に限定されており、許可物件も限定されている。	・河川法 第24・26条(河川区域内での工作物の新築等、土地の占用の許可) ・河川敷地占用許可準則	
②御堂筋リノベーション	御堂筋をパリの「シャンゼリゼ通り」のようにリノベーションして、24時間稼働する多様な都市機能、他府県や外国人を惹きつけるクオリティの高い賑わいを創造することにより都市の魅力を高める。また、2015年(シンボルイヤー)に向け、御堂筋及びその周辺エリアから都市魅力を強く発信し、御堂筋のフェスティバルモール化に向けた動きを加速させていく。			
	御堂筋の空間再編成・フェスティバルモール化	【具体的内容】 道路法32条で定める道路占用許可について、大阪において占用許可を要するイベント等を行いやすくするため占用許可の運用緩和を求める。 【提案理由】 御堂筋をリノベーションしていくためには、御堂筋の空間再編成(歩行者空間の充実、なんば駅前を「タイムズスクエア」のような公共空間に再編成)やフェスティバルモール化(フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和)などに取り組んでいく必要があり、道路占用許可の運用を緩和して、イベント等を行いやすくする必要がある。	・道路法 第32条(道路の占用の許可)	
	エリアマネジメント	【具体的内容】 日本においてはBID制度(※)を担保する立法措置がなく、エリアマネジメント組織が法的権限により財源を確保できる仕組みがない。 現行制度では、エリアマネジメントを制度化する主体として都市再生整備推進法人制度があるが、都市利便増進協定の事項には、財源措置に関する規定はないため、まずは、都市再生推進法人への寄付金に対する税額控除制度を創設することを求めるとともに、法的な権限のもとで財源を確保できるBID制度の創設を求める。 【提案理由】 継続的・持続的な都市魅力の発信に向けた民間主導のまちづくりを進めるため、エリアマネジメント組織が法的権限により財源を確保できるような仕組みが必要である。	・都市再生特別措置法	
③ベイエリアIR	大阪の経済活性化のためには、カジノを含む統合型リゾート(IR)が切り札となり、その出口戦略を早期に作るべきである。			
	カジノを含むIR戦略	【具体的内容】 カジノを含む統合型リゾートの整備にあたり、当該カジノにおいて立法措置により刑法186条の適用を行わないことを求める。 【提案理由】 統合型リゾート(IR)は、シンガポールの成功に見られるように、わが国の魅力創出につながり、経済成長の起爆剤となると考えられる。	・刑法 第185条(賭博) 第186条(常習賭博及び賭博場開帳等図利)	
	e-Sportsの推進	【具体的内容】 対戦型電子ゲームを用いたスポーツ競技の、地域の風俗環境の保持、少年の健全育成、暴力団等の排除、ギャンブル依存症による二次的犯罪についても考慮した上で、刑法(とばく罪)の適用の緩和を求める。 【提案理由】 「e-Sport」とは、操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技で、スポーツ競技の一種としての電子ゲームである。「e-Sport」の協議会が開かれ賞金をかけて競うこともあり、大会の様子は様々なメディアで観客に提供され、プロスポーツと同じようにエンターティメントとして楽しめるものになっている。日本では、刑法により、テレビゲーム等における賭け事が禁止されており、「e-Sports」の魅力を損ねている。	・刑法 第185条(賭博) 第186条(常習賭博及び賭博場開帳等図利)	
	見本市・展示会フリーポート化	【具体的内容】 全国の国際的大規模展示会場において、海外出展者の商品にかかる関税、海外バイヤーの消費税免除を求める。また、コンベンション、見本市参加者の短期査証の規制緩和を求める。(身元受入制度の充実) ※現在は短期滞在査証は90日、30日または15日以内 【提案理由】 日本での国際的大規模展示会開催の魅力の維持は困難になっている。海外企業が出展製品を日本に持ち込む際に課される関税及びそれに関する手続きが煩雑である。その結果、海外企業が宝飾展を日本と香港(都市全体がフリーポート)で検討する場合、香港を選択するケースが続出している。	・関税法 ・関税定率法	
④アーティストサポート	大阪において、アーティストが表現活動を行いやすい環境やサポートの仕組みづくりを行う。			
	公共住宅でのアトリエ設置	【具体的内容】 公共住宅において、アトリエ付き住宅等を整備可能として補助対象)とするとともに、入居者の芸術・芸能活動評価に基づく家賃減免等の実施を求める。 【提案理由】 ニューヨークハーレムの開発方式のように、物価や生活費の安さを活用して、一定の実績又は才能の認められた若者芸術家等の生活空間として公営住宅をアトリエ付き住宅として整備するためには、公営住宅法において、「(低所得者(本来施策対象者)に対して低廉な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているため、)原則的に居住の用以外にその用途を変更することを禁止」しており、用途変更等の規制緩和が必要である。	・公営住宅法 第27条第3項(入居者の保管義務等) ・市営住宅条例 第32条第1項第2号(入居者の保管義務等)	
⑤国際標準のホスピタリティ	大阪を訪問する観光インバウンドが増加しているが、インバウンドを受け入れるための国際標準(外国人のニーズに応じたホスピタリティ)が不十分である。			
	通訳ガイド制度の充実改善	【具体的内容】 通訳案内士の行独占を廃止し、原則通訳を自由化。 通訳の質への対応のため現在の通訳案内士は能力証明制度とすることを求める。 【提案理由】 通訳ガイドを行う通訳案内士の絶対数が不足しており、増加する外国人の言語に応じた案内士がいない。実態は、留学生やツアーコンダクターが案内している状況であり、報酬を得てガイドを行うには、通訳案内士の資格が必要とされている。	・通訳案内士法 第2条、 第3条(通訳案内試験に合格したものが登録を受けれること) 第18条 第36条	
	歴史的建造物の活用	【具体的内容】 外国人に人気のある歴史的建築物を活用するため、建築基準法や消防法の適用除外、旅館業法の一部適用除外を求める。 【提案理由】 梅田スカイビルが、英高級紙「ザ・タイムズ」などに、世界を代表する20の建造物と紹介されて以来、年々大阪を訪問する外国人観光者増えており、そうした外国人に人気のある歴史的建築物を活用して、大阪の観光デスティネーションにしていくためには、「その都度、建築審査会に付議しなければならない」、旅館として活用しようすると、「旅館業法の施設基準(フロント設置など)を全部満たさなければならない」などの規制を緩和する必要がある。	・建築基準法 第3条第1項3号(適用の除外) ・消防法施行令 第32条(基準の特例) ・旅館業法施行令 第1条(構造設備の基準)	

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
●規制改革提案			
エンターテインメント関連事業者等の活動支援	楽しさやエンターテインメントに関する事業者が事業を運営する上で、手続や規制レベルで様々な支障があり、サービス事業者が、顧客ニーズに応じて迅速に事業遂行するために必要な規制緩和を行うべきである。		
	ダンスクラブ規制緩和	【具体的内容】 ダンスクラブの深夜(0時以降)営業の禁止等を風俗営業法の適用除外とするべき。 ※但し、府内では、条例により、大阪市北区と中央区の一部は午前1時まで営業可能と規定している。 【提案理由】 ダンス・クラブは、風営法で「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」を定めており、午前0時以降の営業規制等の規制を緩和する必要がある。	・風俗営業法 第2条(ダンスクラブの規制)
	深夜における飲食店営業時間の緩和	【具体的内容】 遊興行為の時間規制について、外国人等訪問客のニーズや周辺環境への影響を考慮しつつ、時間延長を求める。 【提案理由】 現行法では、深夜0時以降の遊興行為(ショー、生演奏等で客を楽しませる行為)を禁止しており、外国人等訪問客ニーズや周辺環境への影響を考慮しつつ、時間延長を実施するため規制緩和する必要がある。	・風俗営業法 第32条(深夜における飲食店営業の規制等)
	電気用品のPSEマークの規制緩和	【具体的内容】 例外承認制度で認められている製品の対象拡大。 (現在は、リチウムイオン蓄電池、アンティーク照明、ヴィンテージもの、いわゆるツーリストモデル等のみ) 【提案理由】 高機能の海外製品を使用する場合、PSEマークの取得が必要となり、表示がない電気用品を販売し、または販売の目的で陳列してはならない。(電気製品を製造又は輸入する場合、電気用品安全法に基づく技術上の基準に適合し、検査を行い検査記録を作成・保存し、事前に経産省へ届け出が必要。) 経産省は、新製品開発等を目的として試験的に製造または、輸入する場合は「技術基準適合義務」が免除されるが、それ以外は免除されない。	・電気用品安全法 第2、3、8、10、12、27条 ・例外承認制度(ツーリストモデルに対する例外承認制度)
	酒類販売の規制緩和	【具体的内容】 アミューズメント施設内の屋外での酒類販売に関する柔軟な販売スタイルが可能となるよう、食品(酒類)の屋外販売に関する規制緩和を求める。 【提案理由】 酒類販売を行うためには、酒税法で税務署に申請し、販売免許を得た場所(店舗)で未開封の状態でしか販売ができない。また、アミューズメント施設内の屋外で野球場の売子のような販売スタイルで酒類を販売しようとしても、食品衛生法上、酒類をコップに次ぐ行為が調理とみなされ、食品衛生法上の屋外調理にあたるため営業許可が認められず、顧客ニーズに対応できないため、食品の屋外販売に関する規制緩和が必要である。	・酒税法 第9条第1項(酒類の販売業免許) ・食品衛生法
新しい都市空間としてのパークマネジメント	公園の管理・運営を総点検し新たなパークマネジメントを構築。これまでの保全・管理という観点から利活用促進、特色づくりという観点到転換		
	公園におけるパークマネジメント	【具体的内容】 民間(BID組織)に包括占用を認めて、パークマネジメントを可能とする制度の創設を求める。 【提案理由】 物品販売やロケーション等の行為を行う場合、公園管理者の許可が必要であり、ニューヨークのブライアントパークやサンアントニオのリバーウォークのような民間が大規模な投資を行って公園を包括占用し、収益事業や集客事業を行うことができない。BID等によるパークマネジメントが可能となるような法改正とが必要である。	・都市公園法 第4条(公園施設の設置基準) 第5条(公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第6、7条(都市公園の占用の許可)
	特別史跡の指定公園におけるパークマネジメント	【具体的内容】 歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和を求める。また、大規模な土産店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などを設置できるよう、都市公園法の規制緩和を求める。 【提案理由】 史跡名勝天然記念物のエリアは、文化財保護法の規定により、現状変更及び保存に影響を及ぼす恐れのある行為をするときは、文化庁長官の許可が必要となる。また、埋蔵文化財については、土木工事等のための発掘に関する届出も同様に行わなくてはならないため、イベント等を行う際には手続きに時間がかかるとともに、国の特別史跡に指定されている場合、大規模な土産店や商業施設の設置が認められていないため、規制を緩和する必要がある。	・文化財保護法 第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

【府市への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和	イベント開催に必要な規制緩和	【具体的内容】 フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント開催に必要な規制緩和を求める。道路法32条で定める道路占用許可について、大阪において占用許可を要するイベント等を行いやすくするため占用許可の運用緩和を求める。 【提案理由】 自転車レース、歩行者天国、路上店舗・屋台の設置等人を惹きつけるイベントやフェスティバルを開催しやすくするため、イベント等を行いやすくするため、道路占用許可をしやすくする。 【具体的提案】 道路使用許可の運用の緩和を求める。 【提案理由】 大阪においては、特に道路使用許可については、他府県と比べても厳しいと言われており、露店、屋台、広告板、イベントなどで道路を使用する場合、許可が出にくいという声も多いため、道路使用許可をしやすくする。	・道路法 第32条(道路の占用の許可)
	屋外広告(デジタルサイネージ)※最終提言の「東京と大阪の比較」でも再掲	【具体的提案】 にぎわい創出の観点からの広告規制の緩和として、ビル壁面で禁止してきた映像広告などの電子看板(デジタルサイネージ)の設置許容など沿道ビル広告の設置基準の見直しを求める。 【提案理由】 大阪市建築美観誘導制度に基づき、良好な景観を保つため、建築美観誘導路線沿道では広告物の表示等が制限されている。大阪市建築美観誘導基準では、「点滅又は動く広告」としてデジタルサイネージ(電子看板)が原則として設置できない。また、広告物の表示面積は建築物の各面ごとに10/1以内かつ50㎡以内と定められており、設置基準の緩和が必要である。	・屋外広告物条例 ・都市景観条例
	うめきた2期工事期間中の板塀のアート解放	【具体的内容】 工事区域外の道路部分において工事塀の使用許可、占有許可が必要な場合は柔軟に対応すべき。 【提案理由】 うめきた2期工事の広大な工事現場に敷設される工事塀をアート表現の場創出の仕組みづくりにつなげる。	・屋外広告物条例
エンターテインメント関連事業者等の活動支援	イベント等を行う際の少量危険物の貯蔵届出の緩和	【具体的内容】 イベントなど行う際、その都度届け出が必要で煩雑なため、消防関係の届出等について、各市町村等において、条例等の柔軟な運用の実施を求める。(手続きの簡素化、事業者への相談対応等) 【提案理由】 花火等の煙火を使用する場合には、消防法及び各自治体の条例に基づき、その都度届け出を行う必要がある。各自治体の運用により、届け出先が複数となり煩雑となる場合があるため。手続きの簡素化等が必要である。	・消防法に基づく市町村条例
	食品屋外販売の規制緩和	【具体的内容】 屋外に設置される食品を調製する施設(露店)が食品営業許可の基準を大幅に逸脱している場合であっても、アミューズメント施設の集客の観点から、許可の基準については柔軟な対応を求める。 【提案理由】 アミューズメント施設での屋外での食品等の販売は、一般的な露店とは異なり給排水や電気設備も整えているが同様の扱いとなり販売できる内容が制限されるため、露店の取り扱いについて柔軟な運用が必要である。	・食品衛生法施行条例 ・露店による食品営業取扱要綱